

社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告

# ソーシャルワークが展開できる 社会システムづくりへの提案

2003（平成15）年6月24日

日本学会議

第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会

## 「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」の概要

### 1 はじめに

ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（ＱＯＬ）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくことである。

日本では、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士がソーシャルワーカーとして位置づけられている。

### 2 ソーシャルワークを必要とする社会状況とそれに対応するシステムの不備

子ども虐待、ホームレス、精神障害者問題等に関し社会からのソーシャルワークに対する期待や要請は極めて大きい。

ソーシャルワーク教育系大学や教員は急増しており、社会福祉人材の急激な拡大が図られてきた。

社会的にソーシャルワーカーを受け入れる状況になっていない。

本報告書では、ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりに向けて、ソーシャルワーカーの任用・養成・研修について提案する。

### 3 ソーシャルワーカーの任用

ほとんどの機関・団体・施設に置かれている法的な職員任用において社会福祉士有資格者が必置要件となっていない。

社会福祉領域で、社会福祉士の任用制度を構築しなければならない。

医療、教育、雇用、司法等の領域で、社会福祉士が任用される制度的方途を整備していく必要がある。

都道府県等に限らず市町村において、社会福祉士を任用し配置していくことが必要である。

### 4 ソーシャルワーカーの養成

ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の養成教育機関は急増しており、ここ十年で大学は約3.4倍、博士課程前期は3.2倍、博士課程後期は3倍に増えている。

4年制大学は、教育や研究水準向上のために自己点検・自己評価や第三者評価を実施する必要がある。

大学院は、高度専門職養成と研究者養成に分離し、その各々のレベルにおいて自己点検・自己評価や第三者評価を実施する必要がある。

文部科学省は、社会福祉系大学設置認可及び改組転換による社会福祉教育課程設置審査

にあたって、社会福祉士と精神保健福祉士及び介護福祉士の教育内容、教育方法、教育条件及び教員組織について厳格に審査し、その教育水準を向上させるよう助言指導すべきである。

介護福祉士資格者が社会福祉士の国家資格受験資格を取得できることも検討する必要がある。

日本のソーシャルワーカーである社会福祉士が国際的に通用する資格となるようソーシャルワーカーのグローバルスタンダードづくりが必要である。

## 5 ソーシャルワーカーの研修

ソーシャルワークのカバーする領域は多様であり、個々の職能団体が領域別に行う研修だけでなく、組織を超え横断的に生涯研修体制を構築すべきである。

社会福祉・社会保障研究連絡委員会が提唱した「ソーシャルケアサービス従事者研究協議会」がイニシアチブをとり、現状の社会福祉士資格制度を基盤とした、専門領域別の上級ソーシャルワーカー（仮称）の認定制度の創設が求められる。

## 6 まとめ

ソーシャルワーカーの任用や養成・研修が促進されることで、全ての国民が安心して暮らせるセフティネットワーク構築の中核的役割を果たすソーシャルワークが日本社会に定着することを願う。